

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社松本組
代表者及び住所 兵庫県朝来市伊由市場514-1
代表取締役 松本 早正
2. 指名停止措置期間 : 令和5年12月1日から令和6年2月29日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社松本組の取締役は、兵庫県道路公社播但連絡道路管理事務所が発注した播但連絡道路の維持修繕工事の一般競争入札で、同事務所職員より工事価格などを入手し、公正な入札を妨害したとして、令和5年9月30日、公契約関係競売入札妨害の疑いで兵庫県警に逮捕された。その後令和5年10月21日に贈賄の疑いで再逮捕された。
5. 指名停止措置理由 : 株式会社松本組の取締役が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するため。
従って、本件については、指名停止3ヵ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(公契約関係競売等妨害又は談合)

8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)

イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 磯川 健一 (内線 2512)